

お知らせ 令和6年度分
 市民税・県民税が定額減税されます

▶問い合わせ 税務課 ☎ 73-3006

令和6年度分の市民税・県民税は、定額による特別控除（定額減税）が実施されます。

対象者

令和6年度の市民税・県民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下の人

※給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当する高額所得者は対象外。

※市民税・県民税均等割のみ課税の人は対象外。

減税額

- ・納税者本人 1万円
- ・控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）1人につき1万円

※合計額が住民税所得割を超える場合は、住民税所得割額が限度額になります。

実施方法

①特別徴収（給与天引き）

定額減税後の税額を7月から令和7年5月までの11カ月で給与から天引きします。

②普通徴収（納付書または口座振替）

第1期分の納付額から特別控除に相当する金額を控除します。

第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。



▲国税庁のホームページはこちら

お知らせ 市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税
 QRコードを利用した納付ができるようになります

▶問い合わせ 税務課 ☎ 73-3006

令和6年度から、市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税もeLTAXを利用した納付ができます。また、地方税統一QRコードの取り扱いが可能な全国の金融機関窓口でも納付ができます。

現在利用できる税目

- ・固定資産税
- ・軽自動車税※
- ・市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- ・国民健康保険税（普通徴収）

※納税証明書が必要な場合は、金融機関・コンビニなどで納付してください。

利用できる納付書

QRコードおよびeLTAX番号の記載がある納付書

①「地方税お支払サイト」での納付

パソコンやスマートフォンからサイトへアクセスし、納付書に印刷されたQRコードを読み取るかeLTAX番号を入力して、次の方法で納付してください。

- ・クレジットカード
- ※別途手数料がかかります。
- ・インターネットバンキング
- ※別途手数料がかかる場合があります。
- ・口座振替（ダイレクト方式）など

②各種スマホ決済アプリでの納付

各社アプリで納付書のQRコードを読み取り納付してください。利用できるアプリは地方税お支払サイトをご確認ください。

③QRコード対応金融機関での納付

対応している金融機関は、eLTAXホームページでご確認ください。

※①②は納期限内のみ利用ができます。



▲eLTAXホームページはこちら

お知らせ 令和6年度以降
 市民税・県民税均等割および森林環境税

▶問い合わせ 税務課 ☎ 73-3006

令和6年度以降の市民税・県民税均等割および森林環境税（国税）の税額

市民税・県民税の均等割は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度からの10年間にわたり臨時的に年間1,000円（市民税500円、県民税500円）が加算されていましたが、令和6年度からこの臨時的措置がなくなります。

なお、新たに森林環境税（国税）が導入され、市民税・県民税均等割と合わせて市が徴収します。

徴収する税額は、令和6年度以降も変わりません。

均等割内訳額表

種別	令和5年度まで	令和6年度以降
国税	-	1,000円
市民税	3,500円	3,000円
県民税	1,500円	1,000円
計	5,000円	5,000円



▲総務省ホームページはこちら



▲林野庁ホームページはこちら

森林環境税とは

温室効果ガス排出の削減や森林整備などに必要な財源を確保するため、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

市民税・県民税均等割と合わせて1人当たり年間1,000円を、市区町村が賦課徴収することとされ、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みです。

詳しくは、総務省ホームページまたは林野庁ホームページをご覧ください。



非課税基準額表

種別	合計所得金額
控除対象配偶者または扶養親族を有する場合	28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)の人数+26万8千円以下
控除対象配偶者および扶養親族のいずれも有しない場合	38万円以下

森林環境税の使途

森林環境税は、「森林環境税及び森林環境税に関する法律」に基づき、市区町村では間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの「森林整備およびその促進に関する費用」に充てられます。

非課税対象者

- ・1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人